

共済組合受付印

任意継続組合員資格喪失申出書 兼 任意継続掛金還付請求書

共済組合発行の資格確認書(有効期限内のもの)、限度額適用認定証等は資格喪失日後、速やかに返却してください。

資格喪失に係る事項	組合員等番号	公立三重										
	組合員氏名											
	退職年月日	令和	年	月	日							
	資格喪失の理由		国民健康保険に加入 又は 家族の扶養に入る (当申出書が共済組合に到着した月の翌月初日が資格喪失日です)									
			再就職により医療保険制度に加入する (新しい保険証の写しを添付してください)									
		組合員であった者が死亡した (枠外下部(注3)に記載された書類を添付してください)										
資格喪失日	令和	年	月	日								
掛金還付に係る事項	掛金還付請求者		組合員本人									
			その他(請求者氏名/続柄: /)									
	還付の対象となる前納期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	(か月分)	
	還付請求額	短期任意継続掛金	円	合計 円								
介護任意継続掛金		円										
子ども子育て任意継続掛金		円										
<p>上記のとおり、地方公務員等共済組合法第144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。 また、未経過期間の任意継続掛金について、地方公務員等共済組合法施行令第49条の6の規定により還付請求します。</p> <p>公立学校共済組合三重支部長 様</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申出者</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">Tel</p>												

- (注1) 被扶養者のみ異動があった場合は当様式でなく「被扶養者取消申告書」で申請してください。
- (注2) 退職前に申し込んだ方が、退職前にその申し込みを取り下げる場合、添付書類は不要です。
- (注3) 死亡した場合は「死亡日が分かるもの(戸籍、死亡診断書、埋(火)葬許可証等)の写し」を添付してください。また、組合員または被扶養者が死亡した場合は「埋葬料・家族埋葬料」も請求することができます。埋葬料請求書も併せてご提出ください。

※共済組合 使用欄	区分		証返納日		掛金還付	審査	入力
	取消	喪失	R	.	.	有	無